

## 令和8年度明日香文化発信担い手育成事業「明日香の風」実施業務委託仕様書

### 1 事業目的

研修生を海外に派遣し、明日香文化発信の担い手に即応する青少年の育成を目指す。海外研修を通じ、明日香村を再確認するとともに、母国語の違いを乗り越えて、意思の疎通を図ろうとするバイタリティを養う。

### 2 事業概要

- 期 間 令和8年8月12日（水）出発、8月21日（金）帰着  
（上記は予定であり、諸般の事情により若干の変更が生じる可能性がある。その際はあらかじめ協議を行う。）
- 場 所 オーストラリア 南オーストラリア州 アデレード  
バンクシアパーク インターナショナル ハイスクール  
（住所：610 Miline Road Banksia Park SA 5091）
- 参加者 村内在住の中学校2年生10名と引率者2名（ALT、小学校・中学校教員、村教委のうち2名）  
計12名（人数については、最大であり減少する可能性がある。減少した場合には、協議に応じること。）

### 3 業務内容

#### (1) 飛行機の手配について

- ・往路は伊丹空港または関西空港発アデレード空港着で乗り継ぎは2回までとする。（国内線で羽田空港、成田空港での乗り換えを可能。）
- ・座席はまとめて近くにする。
- ・復路は関西空港8月21日（金）22時までに到着の便であること。
- ・燃油サーチャージ及び航空保険料については入札額に含むものとする。
- ・航空機はLCC及び中国系・マレーシア系航空会社以外であること。

#### (2) バスの手配について

- ・明日香村から伊丹空港または関西空港までの往復。
- ・参加者全員と全員分の荷物が十分な余裕をもって移動できること。

#### (3) 引率者の宿泊先の手配について

- ・宿泊期間（泊数）は（1）の飛行機の発着便に合わせた現地泊数であること。
- ・アデレード中心街で、訪問校へのアクセスがよい場所であること。
- ・朝食付きであること。
- ・部屋はシングル2部屋であること。
- ・チェックイン及びチェックアウトの際日本語で対応できる体制が整っていること。

#### (4) 引率者2名の夕食の手配について

- ・現地泊数に合わせて夕食場所を手配すること。
- ・引率者の宿泊先から近い場所であること。

#### (5) 引率者の移動手段の手配について

- ・下記日程の訪問校と引率者の宿泊先との間の移動手段を手配すること。  
オーストラリア初日については、訪問校から、引率者の宿泊先までの片道とする。他滞在期間中については、訪問校と引率者の宿泊先との往復とする。  
（1日あたり1往復）

最終日については、引率者の宿泊先から、訪問校までの片道とする。

- ・移動手段については普通車で、引率者と引率者の荷物が十分な余裕をもって移動できるものであること。

#### (6) 携帯電話等の手配について

- ・携帯電話2台及びモバイルwifi2台を用意すること。（通話料を含む）  
※携帯電話の使用は、一日平均10分程度とする。

(主に、日本への定期連絡及びトラブル対応。)

但し、重大なトラブル等により、通話料金が過大になる場合は、別途協議することとする。

(7) 安全対策について

- ・現地でのトラブルに対して、即時かつ日本語で対処可能な体制が整っていること。
- ※但し、旅行保険は、別途手続きを行うため、入札金額には含めないこと。

(8) 説明会への協力

- ・保護者及び研修生への渡航前の説明会1回、研修生への直前の補足説明1回
  - ・説明会に伴う資料作成や概要説明
- なお、会場は村で手配する。

※資料の内容については、以下の内容を含むこととし、詳細は教育推進課との調整による。

【例】行程表・携行品リスト、緊急時連絡先リスト、注意事項、ETAS申請方法

(9) 通訳兼引率者の手配について

- ・全行程（伊丹空港または関西空港と明日香村間のバス移動を除く）に英語の堪能な者1名を同行させ、移動の引率とバンクシアパークインターナショナルハイスクールでのプログラム中の通訳に当たらせること。
- (交通費、宿泊費、食事等を含む)

(10) 本業務の完了報告書については以下の通りとする。

- ・報告書（A4判ファイル綴じ）・・・2部（説明会資料等を含む）
- ・報告書電子データ（CD-R）・・・2部
- ・その他、必要に応じ村が指示するもの

(11) その他

- ・入札後の為替変動については考慮しない。
- ・明日香村が定める規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- ・十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- ・本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- ・本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- ・打ち合わせは、明日香村が必要と判断した場合は随時実施すること。また、その記録を完了報告書と合わせて提出すること。
- ・本仕様書に定められていない事項や疑義の生じた事項については、明日香村と受託事業者は協議を行い、必要な措置を講ずるものとする